

第 1 5 0 7 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 6 年 5 月 1 9 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 1 8 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第3号 平成27年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用
図書の採択の基本方針について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第12号 第2期しまね教育ビジョン21 (案) について (総務課)

第13号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に
ついて (学校企画課)

第14号 県立高等学校における個人情報紛失について (学校企画課)

第15号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針につい
て (教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第4号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
(総務課・学校企画課)

第5号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務課)

第6号 人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正について
(総務課)

第7号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第8号 島根県いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
(教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第1号 いじめ防止対策について (教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
細田教育次長	全議題
田中参事	公開議題
矢野参事	公開議題
祖田参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第4号、議決第7号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、議決第8号、協議第1号
原田特別支援教育課長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題
平野学校企画課課長代理	議決第7号
木原学校企画課企画幹	議決第7号
長田子ども安全支援室調整監	議決第8号、協議第1号
秋月子ども安全支援室企画幹	議決第8号、協議第1号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	岡部委員	

一 公 開

(議決事項)

第3号 平成27年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

○矢野参事 議決第3号平成27年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部用の教科用図書の採択の基本方針について、お諮りする。

はじめに1の6のをご覧いただきたい。ここに資料をつけている。はじめに、教科用図書の採択の概略について改めてではあるが、ご説明する。

まず1番、公立学校の教科用図書の採択権者等であるが、小・中学校の場合は市町村教育委員会が、県の指導、助言、援助により採択地区ごとに協議して採択することとなっている。県立学校は、県教育委員会が学校の希望を聞いた上で採択することとなっている。なお、これらは学年ごとに採択していくわけであるが、この米印で書いているように、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級については、児童生徒さんの障がいの状況等を見ながら、児童生徒ごとに採択することとしている。

それから、教科書の使用義務を2番目にあげている。そこに例として小学校をあげている。小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。これは学教法にあるが、中学校・高等学校・特別支援学校も準用となっている。これ以外に、高等学校と特別支援学校においては、いわゆる教科書がない場合とかあるいは適当でない場合は、その他の図書から適切なものを使用することができることとされている。それから、小・中学校の特別支援学級のほうも同じであり、教科書を使用することが適当でない場合は、他のものを教科用図書として使用することができる規定がある。

採択事務を行う年度であるが、今年度26年度はそこにあるに、小学校、それから高等学校、特別支援学校ということになっている。高等学校のほうは、来年度の3年が新学習指導要領全面実施になるので、25年度の昨年度のところで検定がそこに米印で書いてあるように、普通教科4教科49点、専門教科5教科24点が新たに検定合格している状況である。

それでは、1の2のほうにお戻りいただきたい。まず、高等学校用教科用図書の採択の基本方針である。1番目、採択の基本方針だが、(1)採択は教科書目録というのがある、これに搭載されているものから行う。ただし、こういった教科書が発行されていない教科あるいは科目については、教育目標の達成上適切な図書を採択することとしている。特に、水産とか商業とかそういった特別なものをやる場合には、こういった目録にない場合がある、一般の図書から教科用図書を選定することとしている。

2つ目であるが、校長の意見を聞いた上で教育委員会の責任において行う。

3つ目は、各学校の特色、生徒の実態等を考慮して行うということである。

2番目に、採択に係る留意事項だが、先ほどあったように、採択の基本方針であるが、これに基づいて教科書研究の充実に努め、採択にすることである。

それから2つ目は、公正な採択を行うということで、外部からの影響に左右されないようにするというのを挙げている。

それから1の3だが、3番目、採択の手続であるが、その下に図も示している。まず、県立高等学校はそれぞれが教科書選定を行い、県のほうに報告をあげていただくこととしている。これには、選定理由はもちろんだが、比較した教科書とかそういったものもあわせて報告するように今、指示しているところである。それから、県のほうで調査研究、審査して、必要に応じて指導助言等を行う。その上で採択すると。④番だが、教育委員会として採択。これは教育長の専決事項になっているので、8月中に採択をして、9月のところで教育委員会のほうにお諮りするということになると思う。その後、9月のところで採択の結果について、各高等学校に通知していくということである。

それから、次の1の4と1の5が、特別支援学校の高等部用の教科用図書であるが、大きい2番と3番は全く同じである。1番が、基本方針のところも基本的に同じだが、先ほどの

高等学校の場合は各学校の特色とかいうところがあったが、特別支援学校の場合は（3）にあるように、生徒それぞれの発達の段階とかあるいは障がいの状態、特性、こういったものを見ながら採択を行うということにしている。

――原案のとおり議決

（報告事項）

第12号 第2期しまね教育ビジョン21（案）について（総務課）

○田中参事 報告第12号第2期しまね教育ビジョン21（案）についてご報告する。

4月にビジョンの方針をお渡ししていたが、その後これをもとに行政計画案を作成し、パブリックコメントを開始したので、計画案まずパブリックコメントの概要についてご説明をする。

資料のほう2ページをお願いします。2. 計画の構成と記載しているが、計画案の内容は基本的には答申の内容と同じである。追加したところであるが、Iの計画の策定についてと、それからVIの施策、具体的な事業や取り組みの部分を追加している。Iの計画の策定については、計画の位置づけまた計画期間また計画推進の取り組みとして、学校、家庭、地域のほかボランティア、NPOなど、多様な団体と連携、協力するということ、それから計画の県民への周知、県民の意見を把握し施策に反映するということ、それから法律等に基づく進捗状況の点検、評価、課題の検証をし、これを踏まえて施策の見直しも行うといったようなことを記載している。

1については、別に計画案のほうをお配りしているが、この計画案でいうと、1ページ、2ページがこのIに該当する。それから、次に元の資料になるが、次にVIの施策についてであるが、資料の中ほどに表を掲げているが、島根の教育目標ごとに合計26の施策を挙げて、各施策ごとに基本方針、主な取り組み、成果目標を掲げている。こちらのほう、計画案では26ページ以降に記載をしているところである。

なお、パブリックコメントであるが、3に記載しているとおおり、期間を5月7日から6月1日までとしており、今後のスケジュールとしては、4に記載しているとおおり、パブコメが終了した後、計画案の修正を行い、7月の教育委員会で議決をしていただくという予定としている。

○土田委員長 今後のスケジュールで一応当委員会は6月の委員会には中間報告はなくて、もう7月の委員会まで流れるということ。

○田中参事 6月はパブリックコメントを行う。

○土田委員長 パブリックコメントは一応閉め切っているから、こういうような意見が出たよというような途中報告というのはなくて、そのまま県議会常任委員会に報告した後最終の報告が来るということか。

○田中参事 パブリックコメントの意見については、その間の委員会でご紹介したいと思う。

○土田委員長 それでは、6月の委員会でパブリックコメントに与えられたいろんなコメントの内容について、説明していただけたらということか。

○田中参事 そうである。

○岡部委員 質問ではないが、まだ案の段階だが、非常にご苦労されて立派な内容のこの教育ビジョン21ではないかと思っている。一言申し添えるとすれば、せっかくこういうのが今これから出来つつ、もう間もなく完成するわけだが、ぜひともみんなで共有してこれが達成できるように、そのへんのところをさらにきめ細かく教育の現場の先生方とともにいい形でこれが実現されるようにいろんな工夫をしていただきたいと思いますと思っているので、よろしくをお願いします。

――原案のとおり了承

第13号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第13号平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

資料の3の1、3の2、3の3である。先般、公表しているが、来春の教員採用候補者選考試験についてご報告する。実施方針については、昨年度と特に変わりはない。優れた人材確保ということがまず第1、それから採用者数は今後の動向も注視しながら計画的に行っていくと、この2点を実施の基本的な方針としている。今年度発表分、来春採用の最大の特徴は、第2のところの1番にあるが、採用者数、採用予定者数を大幅に増やすということである。3の2のほうに、詳しい募集人数を載せている。来春、平成27年度については、小・中・高、特支、養護、栄養等全て含めて、222人プラスアルファという募集人数である。この春の名簿登載者がここには168名とあるが、167名だったので、一気に55名程度増やすということである。採用予定者が200名を超えるのは、平成11年度以来16年ぶりのことである。特に、3の1に書いたように、小学校は50から90へ、中学校は30から45へと、小学校はほぼ倍増に近い採用、中学校も50%増となっている。この2つが全体の募集人数を押し上げているということである。選考方法についても、一部大きな変更を行う。これまで1次試験では、いわゆる一般教養試験、専門試験、いわゆるペーパーテストに加えて、集団面接もあわせて実施し、2次試験で小論、実技、面接を実施していたが、27年度においてはすみ分けをして、1次試験で教養及び専門的知識の試験、2次でその人物を見る様々な試験というふうに変更をする。1次試験で集団面接を実施しない最大の理由は、先ほど申し上げた大量に採用をすると、本県にとっては大量に採用するということと、優れた人材を確保するというこの2つのいわば二律背反のことをやるためには、とにかく志願者をまず増やす、たくさん受けていただく必要があるというところで、特に1次試験で面接を課すというやり方は、必ずしも全ての都道府県で実施しているわけでない。

一つ、本県の特徴と言えるところでもあるが、他県で特に今教員をやっている、例えば島根県出身の者が島根県に帰ってきたいと思ったときに、1次試験で2日間をとられるということが、かなり負担になっているというような、そういうこともあり、例えば少しでもそういった戦力が島根県に集中してくれるという、そういう狙いがある、1次による集団面接は実施しない。

ただし、あくまでも人物重視という方針は変わっていないので、その分、2次試験、これまでもそうしていたが、面接が3種類あるが、面接1、2、それぞれ20分行う。模擬授業も20分行う。直接その人物に触れる時間、1人当たり1時間かけて見るというやり方は、今後もちろん継続していくし、2次試験は、都合6日間かけてとにかくじっくり行うという点は変わらない。人物重視という方向性は変えてないとそういうつもりである。

募集人数はこれだけ増えるということだが、端的に申せば大量退職が今後続いていくと、特に3年後ぐらいからピークを迎える。特に小学校はピークを迎えるが、それをある程度見越した上で、27年のところから増やしていく、こういう水準が今後も維持されるものと見込んでいる。

志願者の増を狙ってこちらとしても方策をいろいろ考えてはいるが、間に合わないところもあったが、先ほどの試験方法の変更以外に、例えば募集活動の中で、従来は例えば大学に行って学生さん達に説明する機会というのは、前回、昨年までは中国地区、5県に限っていたのを、例えば福岡だとか、奈良だとか、兵庫だとか、そういう他県の例えば教育大系を中心に昨年の倍以上の大学をもう既に訪問しながら、説明しながらというような人材集めの活動を行っているところである。各会場とも本県の採用数が増えるという情報が受験候補者に入っているようであり、先般行った島根大学の説明会も昨年に比べて、パーセントにすると20%増ぐらい、あと例えば広島大学、岡山大学でも、実は去年までは1桁ぐらいの参加数しかいなかったが、倍以上の参加があったと。それから4年生だけではなく、今後も増えるよというアナウンスが多少届いてるせいか、3年生の参加などもあった。なるべく地道な活動が必要だろうと思っているし、今年度だけではなく、来年度、再来年度に向けたそういう

募集活動もいろいろと秋口あたりから企画していこうと考えている。受験の日程等については、あるいは出願期間については、次の3の2の下のあたり、それから3の3の選考試験の1次、2次のところに記してある。

○土田委員長 3割強の採用増になっていると思うが、26年度の退職者、27年度退職予定者、28年度退職予定者、おおよそどのくらい見込んでおられるのか、分かればお教えいただきたい。

○高橋学校企画課長 例えば小学校でいくと、今年度末、例えば定年退職に限ってみても、今年度末が66名、これが来年度の終わりになると80名、28年度は100、29年度137、30年度144と予測をしている。

○土田委員長 それは小学校か。

○高橋学校企画課長 小学校である。中学校が同じく今年度末が30、27年度39、28年度51、29年度48、30年度68、30年度以降この70名前後のところで推移していく。

○土田委員長 高校は。

○高橋学校企画課長 高等学校だけで見ると、今年度末14が、来年度末で21、それから28年度末で31、以降大体30人前後だが、30年度を超えるところで30名台の中盤から後半に入っていくというところである。高校の場合は割と緩やかな増加ということが見込まれている。

○土田委員長 ということは26年度は採用と退職者っていうのは、相当純増になっているのは、35人学級を今年、来年3年かけて、純増、純増で3カ年は増やしていくという考えで我々受けとめといて良いか。

○高橋学校企画課長 大量退職の場合、その35人学級の導入というのも当然おっしゃるとおり、教員を確保しなきゃいけない、増やさなきゃいけないという理由の一つになっている。

○土田委員長 222と大きい数字かと思っても、さっきの35人学級とか大量の退職者が出てくるということになってくると、決して相当多い純増ではないという説明と受けとめて良いか。

○高橋学校企画課長 そうである

○土田委員長 一部これに直接じゃないが、教室の数が足りないので、今年度35人学級できないというのが、報道にあったが、これに関連するが、そういう対応はもう27年度からできるわけか。

○高橋学校企画課長 まだ調査を今後行う予定としているので、来年度どうなるかということは、今の時点でははっきりと言えないが、昨年度と違って今年度はもう35人学級が順次導入できるんだということを前提にした調査を行うので、それに応じた形で市町村教委も確保に動いてくれるものと期待している。

○土田委員長 先生方が確保できても、教室が足りないんで35人学級やろうにもできないんで、自然と県のほうは当然35人学級にしたもんだと思ったが、一部の教育委員会では対応できなかったということでちょっと耳にしているが、その点の指導は大丈夫か。採用、採用してるが、それに35人学級をしないで、従来どおり40人とかいうことはないか。

○高橋学校企画課長 それは、先行する形で低学年の少人数がそのままスライドしていく形になるので、ご説明するとややこしいが、うちではほぼ確保できると一応見込んではいりますが、ちょっとふたをあけてみないと少し分からないところもある。

○土田委員長 今年度の県の教育委員会の目玉が35人学級の導入ということをやっているんで、ぜひそれに十分対応できるようにご指導をよろしく願います。

○広江委員 参考までにお伺いするが、試験日程は例えば近隣の各県とは同じか、それとも違うのか。

○高橋学校企画課長 以前はお互いそこらへんを考慮して、同じにするのが普通だったようだが、今はもうどこの県も確保に躍起になっているので、そういう仁義は失われているような状況である。

第14号 県立高等学校における個人情報の紛失について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第14号県立高等学校における個人情報の紛失についての事案についてご報告する。

先般、新聞等にも掲載されていたとおり、本県の松江北高等学校において、本来学校で保管していなければならない中学校の生徒指導要録の写しというのが紛失しているということが判明した。紛失の判明の状況については、資料4ページのところに記載しているとおりであるが、4月の22日である。要録の保管されている状況の点検をしていた際に、現在の高校3年生、2年前に入学してきたそのクラスの1クラス分35名分が保管されていないということが判明した。その後、学校では綿密に探索したが、結局発見されず、紛失したと判断した。

中学校の生徒指導要録の写しというのは、入試が終わった後、合格者、新規入学者について中学校から高校へ送られるということになっている。これは、法規で決まっている。それを高校側は、入学時の指導とかに活用するというので、この松江北高等学校においても、入学後1年間、1年生の各クラス担任がそれを活用して学級経営等や個人指導等に活かすことにしていた。

年度の終わりに管理担当部門の教員のほうへ、返却することとしていたが、その返却状況が非常に曖昧で、確認できないというところに一つ大きな問題があった。紛失に至る経緯の③のところである。その返すはずだったその教員と返される管理担当部門、松江北高等学校でいうと、総務部というのがそれに該当するが、それが確かに出した、それを返したという記憶は何となくあるが、誰に返したか分からない。受け取ったほうも、自分が受け取ったかどうか、つまり双方に記憶がないというような状況で、かなり記憶をたどってもらった形でもこちらも調査したが、結局明らかにならなかった。ただ、その要録写しを該当の担任は提出する直前のところまではっきりあったという記憶は、かなり鮮明に具体的に残っていたので、校内においてとにかく作業というか、参考にすることにしか使っていないということは本人の説明によるが、間違いのないであろうというふうにこちらも学校も判断して、校内で紛失したと。ここには書いていないが、年度末に重要書類の整理、それから廃棄するときに、ともに廃棄された可能性が極めて高いのではないか思われる。なお、現在のところまで要録写しに書いてある個人情報の流失というようなことは、確認されていない。

先ほどお話し申し上げたところで、大体その紛失の原因についてがある程度お分かりになるかと思うが、いついつまでに誰に返却するか、つまり受け取る者は誰かということ、明確に定めていなかったこと、それから保管状況について、これ実は最初に配ってから2年近く、返されたはずの時期から1年ぐらい経ってやっと判明したことで、つまり毎年毎年、今年も点検を行って、この時期に確認するという定期的な点検が行われていなかったということ、それからあわせて教員のこういったことに対する意識が低かったと言わざるを得ないということである。

松江北高校では、5月7日に35名の生徒及びその保護者に対して、説明、謝罪を行っている。翌8日には、全校生徒に放送で校長が経緯説明、謝罪するとともに、生徒を通じて全ての保護者に謝罪文書を発出している。さらにその週末、PTA総会で保護者に経緯説明と謝罪をしている。学校によるとそんなにたくさん保護者の方から意見が出たというわけではないが、4、5名の方からもっと管理をきちんとするようにと、こういうことがあっては困るというようなご指摘があったということである。

今回これを受けて、全県の調査を実施した。中学校の要録写し及び高校へ入ってから作る要録についての管理・保管はどうなっているかということについて、全県調査を行った。松江北高校を含む3校について若干チェックの体制等が曖昧だということが分かったので、すぐにその現物があるかどうかのチェックを行うとともに、きちんとその体制づくりをするように指示している。既に学校ではその問題のあった松江北高校を含む3校ではそういうチェック体制はできているということである。なお、松江北高校ではこれとはまた別に校内で独自にそういう規程をつくるということで、現在そういうことを作成しているということである。

再発防止として、県立学校の全てあるいは市町村教育委員会を通じて、小・中学校へ個人情報管理の徹底を通知した。ただ、通常だとこういう通知は管理を徹底するよという抽象的な文章にとどまるが、今回については当該校に対して行った管理担当者の明確化、鍵のかかる保管庫で一括管理、それから定期的点検、この3つを最低はやるよという具体的な、文書としては今までの中では異例だが、そういう具体的な指示を含めた通知をしたところである。いずれにしても、こういうことが起こったことを全ての学校が契機として十分な管理体制、それからその意識づくりをしてくれるように再度機会を捉えて指導していきたいと考えている。

○土田委員長 1点、再確認だが、入学式というのが中学校から高校へ入ったときの子どもさん方の一番緊張するとき、そのときに呼名する、担当の先生が。ということは、その担当の先生が一番3カ年の資料のしょっぱなで大事な立場だということで、それがもうきちんと管理されておらず、おかしくなっていると考えて良いか。その1年の担任の先生をしっかりとしろという形で、もうちょっと指導を十分していただければと思うので、それで呼名した後、校長先生が入学を許可するという形の順番だと思う。その担当の先生が全部呼名される、その35名のその人の一つの個人の情報は、全部その先生が持つておられるということなので、十分徹底していただきたい。

○高橋学校企画課長 承知した。

○仲佐委員 この生徒指導要録の写しの、法令によりこのように進学先の高校へ提出ということになったのはいつからか。法令はいつ決まってこのように。

○高橋学校企画課長 学校教育法施行規則によるものだが、時期はまた調べてお伝えするが、相当前だと思う。

○仲佐委員 相当前で、今、こういう事案が出たということだが、類似の何かこういう紛失まではしないけど、いつか不明だったというような場合があったのか、なかったのか、そのあたりは過去には。たまたま紛失したから公にも報道にも出るような事案になってしまったと思うが、これには至らないけども何かちょっと一時不明になったとか、返却がまだされていないのが記録で残っていると、そういうことはなかったのか。

○高橋学校企画課長 過去の事例についても、この機会、資料があるものについてはさかのぼってみたが、指導要録の紛失というのは無かった。USBメモリの紛失というのが以前、これは新聞報道になったことがあったが、平成21年のところで、松江市内の小学校でそういうことがあったという新聞報道は確認できたが、要録についての紛失は無かった。

○仲佐委員 今の管理がどうも徹底されてないゆえに再発防止策にも書いてあるが、こういう事案があったからこういうふうな策も考えないといけないことになる。だが、普段もう慣れがあって、うまくその担当者に返却がなされてると皆さんがそういう認識でおられる中で、紛失という事案が出てしまったので、どこでなくなったかも分からないような状況に今あるということは大変重大に思わないといけない。今後、再発防止対策のほうよろしく願いたい。

○土田委員長 1年生の担当ということなので、赴任されてすぐ1年生の担任を持つケースもある。それは3月の終わりか。それまでに今、仲佐委員さんからのご質問はいつ中学校から上がってくるのかと。

○高橋学校企画課長 中学校から上がってくるのは。

○土田委員長 時期がずれることはないのか、担任を持ったときに書類が上がってくるわけか。4月に担任を持つが、書類は2月ぐらいに中学校から上がってくる。

○高橋学校企画課長 それはない。

○土田委員長 だからその点で紛失する可能性もあるんじゃないかというご質問だったと思うが、学校が変わって、1年生の担任持ったと。

○高橋学校企画課長 合格発表が3月の中旬にある。その後、中学校のほうから書類が送られてくる。その中に中学校で作成された指導要録が入っているので、3月いっぱいのところまで。

○土田委員長 それで、1年生の担任になる先生は、新任の先生ということになると、3月中旬にはまだ決まっていない。3月の末か4月初めである。そのときの時間のタイミングで

紛失する可能性はあるんじゃないかと。だから中学校から送られてくる書類が来る、その1年生のクラス編制というのは4月入ってやる、試験が終わった後。例えば1年1組高橋先生のクラスだと。ところが高橋先生が他の学校から来たとする、安来高校から松江北高校に来たと。そのときに35名の書類っていうのは、その間は。

○高橋学校企画課長 その間は関係する保管担当部署のほうで保管がされている。

○土田委員長 保管されていて、それで新任の高橋先生が1年1組を受け持ったら、高橋先生のところにその保管の先生が渡すと。

○高橋学校企画課長 どういう形になってるか分からないが、そこで例えば担任がそろって一緒に仕分けしながら確認してもらおうとそういう場合もあるかと思う。

○土田委員長 その送られてくる時期と1年の担任をする先生が決まる間の時期っていうのは、ちょっと空白になる。

○高橋学校企画課長 そうである。1週間とか、そういう期間があるかと思う。

○土田委員長 それでこういう事例も起こり得るんじゃないかという多分そういう仲佐委員さんのご質問じゃないかと思う。

○高橋学校企画課長 その間は、入試担当の部署がきちんと保管して、まだ個人に渡る前のところでは、きちんと保管されている。ただその渡った後の保管が……。

○土田委員長 それでクラス決められるのは、4月入ってからか。この子は1組、この子は2組、3組という。

○高橋学校企画課長 3月中からそういう作業は始まるが。

○広江委員 結局、中学校から来たものを一括持っていて、担任が決まった段階で渡す。それで結局、入学式で呼名をするから、絶対に持っていることは確かである。それから、最初は生徒が分からないから、それを読んでその生徒指導やいろんなことを指導の時に役立てるから、要はその1年間終わったときに1年生のときの指導要録を記入をし、提出するときと一緒に提出するというのが徹底しなかったということだと思う。

○土田委員長 それで、広江委員さんの補足はそういうことであるが、我々はそのように受けとめていいわけか。実際我々は現場にいないので流れが分からないが、人事異動がある前に書類が来る、それで金庫に保管しても金庫のどっかに行ってるケースもあるので、そういう面があり得るのかなと思って確認したところである。

――原案のとおり了承

第15号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (教育指導課)

○矢野参事 報告第15号平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針についてご報告する。

5ページをご覧いただきたい。そこに挙げているが、大きな変更はない。1つ目の選抜全般についてだが、中高一貫教育の特別選抜、スポーツ特別選抜、推薦選抜、一般選抜は原則として従来のとおりである。それから、推薦選抜の募集人員が体育科を除いて、40%程度までということである。それと、第2志望校制度、定時制課程第2次募集、通信制課程の選抜についても原則として従来のとおりである。

学力検査だが、問題作成これは松江市立女子高等学校もあわせて実施するので、島根県教育委員会と松江市教育委員会において作成するというようにしてある。作成に当たっては、委員等の人選あるいは作業の過程について細心の注意を払うこととしている。

出題方針だが、資質、能力を正しく判定できるように、中学校の学習指導要領に示されている目標とか内容に即したものであるということと、イのほうに挙げているが、単に知識、技能を問うだけではなくて、思考力、判断力、表現力、分析力等を問うような問題を作成するというようにしている。

実際の学力検査の内容だが、教科は5教科、それから実施期日は来年の3月10日火曜日

としていいる。検査場については、公立高等学校を検査場にあてることとしている。受検者は第1志望の高等学校で受検するが、いろいろ事情があって、隠岐の者がこちら松江のほうの高校を受検する、あるいはその逆というような場合については、検査場について特別な措置をとることとしている。それから、時間が50分、1教科100点で、採点もそれぞれの公立高等学校で学力検査実施委員会の委員で採点することとしている。

追試験については、実施しないということとしている。

○仲佐委員 推薦選抜の募集人員の件だが、入学定員の40%までで、各学校において定めらなっている。実績的には40%までいくことがあるのか。例えば、120名入学定員であれば、約48名ぐらい、そこまでの推薦の人数というのは今までも実績的にないと思うが、この40%と設定されたパーセントというのは、どのようなお考えか。

○矢野参事（教育指導課） 今年度はまだこれからだが、昨年度のところでは、40%設定をしている学校が9校あって、やっぱりその40%いっぱいいっぱいってところもある。

――原案のとおり了承。

土田委員長：非公開宣言

－非公開－

（議決事項）

第4号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（総務課）

○高宮総務課長 議決第4号職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてお諮りする。

お手元の資料6の1をご覧ください。職員の配偶者同行休業に関する条例の制定だが、今年の2月に国会で地方公務員法が改正となった。その改正の中では、最近日本人の海外での貢献とか言われている中で、そういったことをやりやすくするためということもあり、職員の配偶者が、外国で勤務あるいは仕事をされる場合、職員と一緒にいける場合があるが、現在は配偶者が外国で勤務をするからといって、それを理由として休職をすることができない、すなわち単身赴任ではなく、一緒についていこうと思えば職を辞めてついていかなければならないということが生じる。今後はそういうことがなるべく無いようにしようということである。3の（2）のところだが、職員の配偶者の方が外国で勤務をする場合、あるいは外国で事業を起こす場合、それから外国の大学等に留学をして勉強をされる場合、こういう場合に配偶者の方と一緒に赴任をされる、現地に行かれるといった場合について、3年間までは無給だが、職員の身分を失わずに配偶者の方と一緒にいけることができる。3の（3）だが、3年を超えない範囲内で、1回に限り期間を延長することができる。教員の場合だと、具体的な事例がいくつかあって、海外に日本人学校というのがあるが、日本人学校の教員として県の教員が派遣される場合がある。過去の事例を調べてみると、過去15年間で5人程度、配偶者の方が日本人学校の教員となったことに伴って、教員の場合、夫婦で教員をされている場合が多いので、どちらかの方が海外に赴任になると辞めてついていくのが5回ほどあった。そのうち2回は赴任が終わって帰ってこられてから、もう一度教員採用試験を受けなおして本県の教員に戻っておられるということがあった。従って、今後はこういうことがなく、3年間ということでお休みいただいて、帰ってこられたら、そのまま現場に戻れるということになるので、非常に良い制度だと思う。3の（5）は、配偶者の方に一緒についていくと現場は職員が不足するが、一緒について行った方は定数外という扱いになるので、職員が不足したところには現場に臨時的任用の期限付きの講師等を配置して、正規職員ではないが、現場が困らないように対処するということが、安心して配偶者の方と一緒に海外に行っていただくということになる。

6の2だが、例えば給与の調整、退職手当の取扱いについては、実際に県の教職員として

勤務された年数が反映されるので、海外へ行っておられる間は無給とし、帰ってこられて復職された場合にもその期間は10分の10カウントされない、退職手当の基礎となる勤務期間には入らないということは出てくるが、職員の身分を失わずに行ける、その職員の所属にはきちんと講師等の代替職員が配置されて、学校等の運営も支障なくできるという条例の制定を地方公務員法の改正に連動して行うため、これを知事部局と一緒に6月に開会する定例県議会に条例提案をしたいというものである。

○広江委員 確認であるが、本制度の対象は、「県職員」と「教育職員」ということで良いか。

○高宮総務課長 この制度の対象は、「県職員」と「教育職員」の両方である。

○土田委員長 妻が外国の勤務となり、夫が休んでついていくのも良いのか。

○高宮総務課長 そういうケースも認められる。

○土田委員長 管理職でもこの休業制度は取得できるのか？

○高宮総務課長 制度上は可能である。推測の域ではあるが、管理職の場合には、代替職員として臨時的任用の職員をあてることはできないので、そういうことがあれば、人事異動で管理職を補充・配置して、一般職員の欠員に代替職員を配置するのではないかと思う。海外の日本人学校に行かれる教員の方は、比較的若い方が多いそうである。

○土田委員長 万が一、管理職がこの休暇制度を取得しても現場が困らないように、対応を考えておく必要がある。

○高宮総務課長 きちんと人事配置ができるように努める。

――原案のとおり議決

第5号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 議決第5号県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正についてお諮りする。

改正の理由は、公益法人制度改革ということで、従来、財団法人、社団法人とあったのが、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人ということに分けられることになった。それに伴って、当然同じ団体でも法制度の改正に伴って、名称が変わってくる。そのまま存続する場合でも、例えば今まで財団法人〇〇と言っていた法人が、一般財団法人〇〇になったり、公益財団法人〇〇になったりということで名前が変わる。

7の2、7の3をお開きいただいて、何が変わるのかということ、県立学校の教育職員の給与に関する条例あるいは市町村立学校の教職員の給与等に関する条例で互助会の会費を給与から控除できるという制度になっている。この給与から控除できる団体の名称を改正前のところで、財団法人島根県教職員互助会が、公益財団法人の制度改革に伴って左側の改正後にあるように一般財団法人島根県教職員互助会に名称を改正したということで、給与控除できる団体の名称が、法改正によって変わったので、条例も連動して改正するというので、本質的などころの改正はない。他にも知事部局が所管する法人等でもこういったものが20数個あり、あわせて一括して知事の方から6月の議会に条例の提案がされるというものである。

――原案のとおり議決

第6号 人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 議決第6号人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正についてお諮りする。

昨年の秋に人事委員会勧告が出て、大きなポイントとしては2つあった。一つは管理職に昇任する、あるいは教頭が校長になるという格好で役職が上がる時の給与の上がり幅を小さ

くするという内容と、もう一つは今回お諮りするもので、55歳以上の職員については原則として昇給しないとこの2つが昨年秋に人事委員会から勧告を受けている。

この背景には、民間との給与格差について人事委員会が調査をしたところ、50歳後半といった中高年齢層のところで官民格差があると、これを是正するために50代後半のところについては、昇給を抑制すると、そういう中で管理職に昇任する場合の給与の上がり幅を小さくする、それから管理職に昇任しない場合であっても、55歳以上のところでは基本的には昇給をさせないといった趣旨の勧告が出ていたところである。このうち、管理職になった場合、あるいは教頭から校長に役職が上がった場合の昇給幅を抑制するといったものについては、人事異動が4月1日に行われるという観点から4月1日付けで施行する必要があったので、2月の教育委員会会議にお諮りしたうえで、2月定例県議会で議決、成立したところである。

今回の55歳以上の昇給の停止については、平成27年1月1日施行ということで、職員団体等との協議が行われたところで、この1月1日施行に向けて来る6月の定例県議会に、知事部局と同様に条例の改正案を提案しようとするものである。一番下に昇給の区分の改正前のところでは、極めて良好は4号給、特に良好は3号給、良好は2号給、やや良好ではないと1号給、良好でないとは昇給しないといっていたものが、改正後は極めて良好だと2号給、特に良好だと1号給、良好以下では昇給しないということになっている。これだけ見ると、極めて良好、特に良好と判定された職員は、昇給の可能性はないかということになるわけだが、現実には運用の基準として、極めて良好あるいは特に良好についてどういう人をこのような判定にするのかというような規定はなく、実質上に極めて良好、特に良好は運用がされていないので、全ての人について55歳以上の職員は昇給をしないというのが原則になる。

その下のところに、(2)特定教育職員(57歳まで)というところで、これについては経過措置で従前と同様に昇給することになっている。特定教育職員とは何かというと、2.改正の内容の(3)の②のところだが、昨年4月1日に技能労務職から高等学校等教育職へ転職した者である。県の定数削減の関係で、全体として技能労務職、学校で言えば校務技術員の方だったりするが、こういった現業職から行政職へ職種を変わっていただくということを行っていた。こういう中で、高等学校の現場においても技能労務職であった方から高等学校の実習助手へ転職された方がいらっしゃる。一般的に技能労務職から他の職種へ変わった時には、職種が変わったこと自体によって給料表が変わるという関係で大幅に給料が下がるということが起こっていた。従って、転職に伴って、給料が下がった職員に対して、同様に昇給停止の措置を取るのには、やや均衡を欠くという観点から、知事部局で技能労務職から行政職へ転職した職員も同様だが、これらの方については、57歳までは経過措置として従前どおりの昇給を認めるということになっている。このような来年1月1日からの昇給制度の改正について、事前の準備、周知期間等も必要なので、6月定例県議会に知事部局と同様に改正条例案を上程したいというものである。

○広江委員 昇給区分のところ、極めて良好から良好でないまでであるが、これは誰が決めるのか。

○高宮総務課長 極めて良好、特に良好については判断の基準がないので、現在適用がない。それ以外のところは休暇、欠勤などの状況によって、機械的に判定がされている。

○広江委員 業務の評価等ではないのか。

○高宮総務課長 業務の評価ではなく、例えば休職をしているとか、私傷病休暇を取っているとかが勤務日数が欠けているとか、欠勤があるとかそういう基準である。

○土田委員長 一般の人は良好か。

○高宮総務課長 一般の人は良好である。極めて良好、特に良好は制度上はあるが、実際の運用基準がないので、該当する職員はいない。通常の職員は良好で、勤務日数が欠ける要件がある職員が、やや良好でない、良好でないに該当する。

○土田委員長 使わないに、何で極めて良好、特に良好があるのか。

○高宮総務課長 法律上は、そういうことができる規定になっているが、実際には普通に勤務している職員が良好で、特に勤務日数が欠ける場合は割り落としをかけているけども、極

めて良好、特に良好を設けるということは勤務の状況、いわゆる人事評価を処遇に反映することになるので、それについては行っていないということである。教職員については人事評価システムはあるが、人事評価が処遇、例えば勤勉手当に反映されるというシステムはとられていない。行政職のライン系の管理職については、人事評価の結果が勤勉手当に反映されているというシステムになっている。

○広江委員 校長がつける評価は、この区分とは別個のものというわけか。

○高宮総務課長 校長は評価をされているが、それが給与に反映するという仕組みではない。

――原案のとおり議決

第7号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり議決

第8号 島根県いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 議決第8号島根県いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてお諮りする。

この条例だが、いじめ防止対策推進法で、いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置することができることと規定されており、これに基づき設置するものである。ただし、この条例自体は、県教育委員会ではなく、県が制定する条例であるが、庶務事務を教育委員会で受け持つことにしている。

10の1をご覧ください。設置の必要性は、先ほど申し上げたが、いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ防止等に関係する機関・団体、これは公であったり、民間であったりそういった機関・団体が、児童生徒のいじめ防止、早期発見や対処等を効果的に行えるよう、連携の強化を図るために設置するものである。具体的に申し上げますと、いろいろとな機関が、様々な活動をされているが、各機関の情報共有がなされていないということで、そういった機関の方々に集まっていただき、そこで情報共有をしていただいて、連携できるところは連携して、より効果的な活動なり、対応をしていただくために設置するものである。名称は、島根県いじめ問題対策連絡協議会ということで、協議内容は、3点、構成団体等のいじめ防止等の取組の把握、いじめ問題に対応するための有効な連携手法の模索・実施、いじめ問題における情報共有ということである。

構成団体は、10の4に案として挙げているが、教育関係者、それから福祉、人権、警察等、民間の相談窓口、学識経験者ということで、そこへ挙げている機関、方々へ参加をしていただけるように今後要請をしていきたいと思っている。ただし、NPO法人は一例としてチャイルドラインを挙げているが、今後打診の状況次第では変更になるかもしれない。その他の団体についてもこれから依頼をしていくので、若干変更があるかもしれない。県のいじめ防止基本方針を策定する際に、策定時のメンバーとしてNPO法人以外の機関は、ほぼ参加していただいているので、概ね了解いただけるのではないかと考えている。

10の1に戻っていただいて、所掌事務は、教育庁教育指導課子ども安全支援室の方で処理をさせていただく。今後のスケジュールとしては、6月の定例県議会に条例案を提案させていただき、議決していただければ、7月1日に施行となる。10の3については、条例案であり、第1条から第5条までであるが、機関の連携のために会を設置する条例であり、第1条の目的のところ機関、団体等の連携を図るためと明確に規定している。

○土田委員長 これまでもいじめ防止基本方針等も策定してきたが、最終的にこういう形で協議会を設置するということまでこぎつけたということか。

○吉崎子ども安全支援室長 先般、いじめ防止基本方針の策定、また附属機関である島根県生徒指導審議会も設置させていただいた。あとは、今回の関係機関の連携を図る組織の設置

について、6月の定例県議会に提案し、議決いただければ、連携の部分も補うことができ、いよいよ体制は整うということになるので、会を運営しながら、県全体でいじめの問題に対応していくという形に動いていくのではないかと考えている。

○土田委員長 参加する団体、組織が多いので、子ども安全支援室の役割というのがいよいよ大事になってくる。よろしくお願ひしたい。

○岡部委員 この協議会の具体的な運用というはどうなのか。具体的には、年にどのくらいの頻度で会を行うとか。

○吉崎子ども安全支援室長 基本的には、年に1回か2回と考へている。年度の初め、5月か6月頃に県教育委員会の方から生徒指導、いじめの防止に関する施策について説明をし、各機関、団体で取り組んでいらっしゃる内容を報告していただき、議論をして、連携できるところは連携し、この1年間協力していこうという会を開こうと考へている。ただし、何かいろいろなことが起こって、世間を騒がす事案が起これば、集まっただき、それぞれの機関の対応を協議する機会というのがあるかと思うが、何事もなければ年に1回か、最終的に報告が必要ということになれば、年度末のところでもう1回開くことを考へている。

――原案のとおり議決

(協議事項)

第1号 いじめ防止対策について(教育指導課)

――資料に基づき協議

土田委員長：閉会宣言

15時18分